

国と沖縄県との誠実な対話を求める意見書

本年2月24日に沖縄県で行われた『辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票』では、埋立てに反対する票が72.15%となり、民意が示された。

昨年、8月31日に沖縄県が埋め立て承認を撤回したことにより、建設工事は一旦中止されたものの、政府は行政不服審査法を利用して承認撤回の効力を失わせる決定を行った。その結果、県民投票の翌日も埋立て工事は中止されることはなく、辺野古沖への土砂投入が継続されている。

このような、住民理解が乏しい中で土砂投入工事を実施することは、今後、国と地方自治体との間で起こる様々な問題を処理する上で、悪しき前例となるのではないかと、一地方議会として深く憂慮している。

これらを踏まえ日本政府は、沖縄県民の民意を最大に尊重し、国と沖縄県、地元市町村との誠実な対話を通じた、事態の打開策を見出すことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年 3月 5日

大阪府南河内郡河南町議会